

# 水質基準の改正について (平成 22 年 4 月 1 日施行)



平成 22 年 2 月 17 日、水質基準等に関する省令の一部を改正する厚生労働省令第十八号が発表されました。平成 22 年 4 月 1 日より施行となり (末端給水用具のカドミウム及びその化合物は猶予期間有り)、以下の①～③の内容へ変更となります。

## ① 水質基準に関する省令

「カドミウム及びその化合物」の基準値 ; 0.01 mg/L → 0.003 mg/L

## ② 水道施設の技術的基準を定める省令

### ・水道用薬品基準

「カドミウム及びその化合物」の基準値 ; 0.001 mg/L → 0.0003 mg/L

「1,1,2-トリクロロエタン」 ; 項目を削除

### ・資機材材質基準

水道用薬品基準と同様

## ③ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

### ・末端給水用具

「カドミウム及びその化合物」の基準値 ; 0.001 mg/L → 0.0003 mg/L

**➡ \*施行まで 2 年間の猶予 (平成 24 年 3 月 31 日まで)**

### ・末端以外の給水用具

「カドミウム及びその化合物」の基準値 ; 0.01 mg/L → 0.003 mg/L

### ・末端及び末端以外の給水用具

「1,1,2-トリクロロエタン」 ; 項目を削除

## ④ 水質管理目標設定項目

「1,1,2-トリクロロエタン」 ; 項目を削除

### ・農薬項目として 目標設定値の変更

「イソプロチオラン」 ; 0.04 mg/L → 0.3 mg/L

「ジチオピル」 ; 0.008 mg/L → 0.009 mg/L

「メフェナセット」 ; 0.009 mg/L → 0.02 mg/L

「ブロモブチド」 ; 0.04 mg/L → 0.1 mg/L

「エスプロカルブ」 ; 0.01 mg/L → 0.03 mg/L

「ピリプロキシフェン」 ; 0.2 mg/L → 0.3 mg/L

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣登録を受けており、飲料水質検査について長年の実績があります。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、堀井 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、332)** までお気軽にお問い合わせ下さい。